

既指定箇所調査について

令和 8 年 4 月

千 葉 県

<目 次>

1. 既指定箇所調査について.....	2
1.1 既指定箇所調査とは	2
1.2 既指定箇所調査の調査対象	3
1.3 既指定箇所調査の調査項目	4
1.4 区域調書の各様式作成上の注意	5
1.5 斜面が分割した場合のまとめ方	6
1.6 様式 5-1、5-2、5-3 の扱いについて	6
1.7 住民周知のための資料の作成	6

付録

区域調書の各様式作成時の注意事項
特記仕様書（既指定箇所調査）

1. 既指定箇所調査について

1.1 既指定箇所調査とは

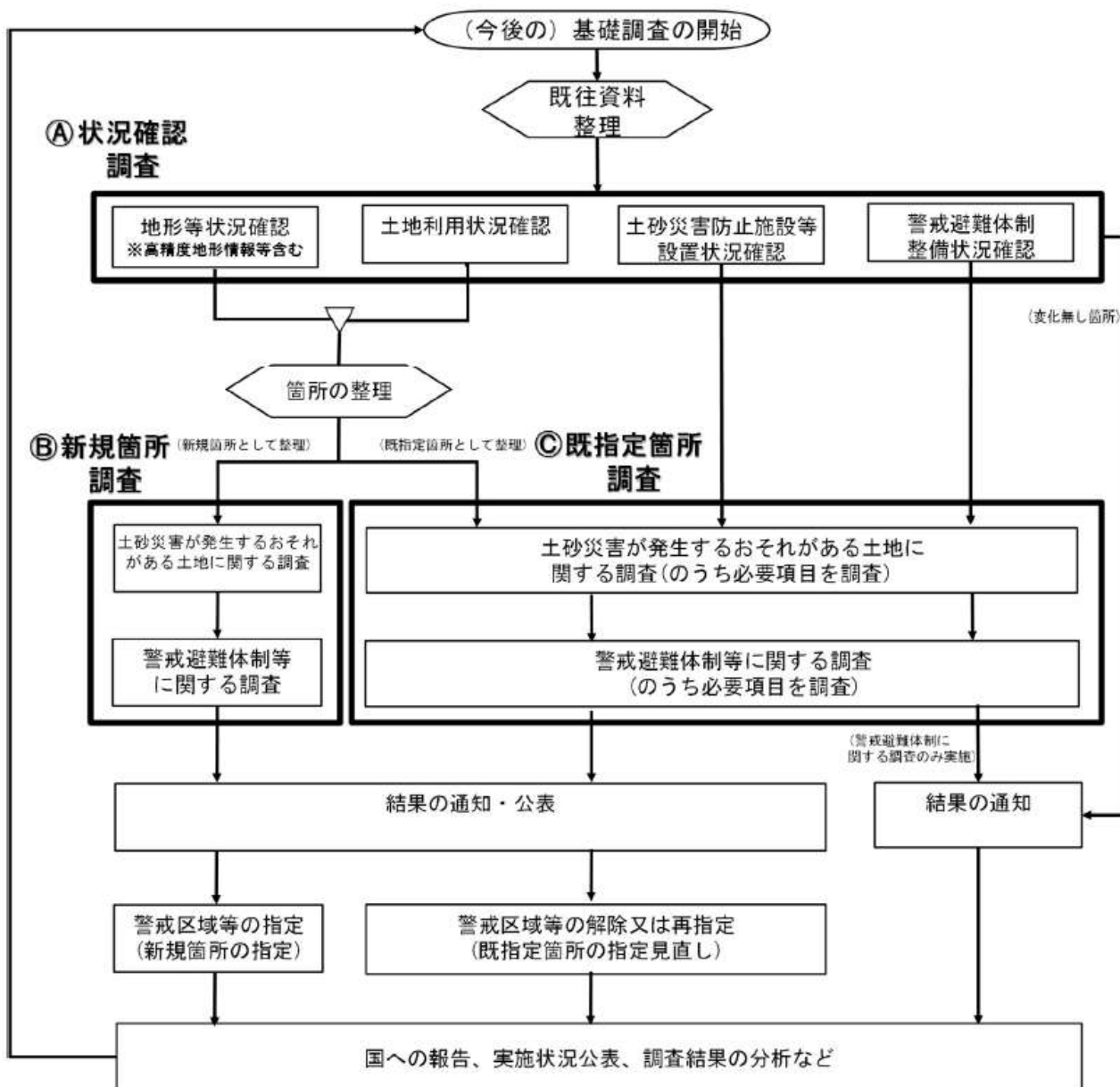
既指定箇所調査とは、土砂災害警戒区域等の指定済みの箇所において行う調査である。
 調査の内容は、「土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査」と「警戒避難体制等に関する調査」に大きく分けられ、どちらも既往の調査結果のうち、調査すべき必要項目について調査を行う。

【解説】

指定済みの土砂災害警戒区域等の調査について、これまで「見直し調査」と「繰り返し調査」の2種類の名称を用いてきたが、国土交通省砂防部砂防計画課が作成した「土砂災害防止法に基づく基礎調査実施要領（案）」に合わせて、「既指定箇所調査」と呼ぶことにする。

A 状況確認調査は、B 新規箇所調査又はC 既指定箇所調査の必要性を把握するための調査である。

巻末資料 7 は C 既指定箇所調査について説明するものである。



参考：土砂災害防止法に基づく基礎調査実施要領（案）P13 概念図

1.2 既指定箇所調査の調査対象

調査対象は、A 状況確認調査や、地元市町村からの情報提供又は住民・開発事業者からの情報提供等により把握した土砂災害警戒区域等の指定済みの箇所である。

調査の内容は、個々の事象により様々であると想定されるため、実施に際しては、既往の調査結果のうち、調査すべき必要項目を把握し、調査内容を決定すること。

【解説】

既指定箇所調査が必要となった事柄によって、何を調査すればよいか変わってくる。既往の調査結果をよく確認し、何を調査すべきか整理し、その内容に合わせた仕様書を作成することが必要である。

【例】

地形の改変	イエローゾーン、レッドゾーンの見直しが考えられるため、新規箇所調査と同様な現地調査が必要となる事が多い。 地形要件があることは既知であることから、机上調査や現地概査は省略してよい。
地形の消失	地形要件がなくなったことを確認できれば良いため、現地概査を実施し、要件なし調書を作成する。
土砂災害防止施設の設置	施設設置に伴うレッドゾーンの見直しが考えられる他、施設の設置のために斜面を削るなどを行った場合は、イエローゾーンも見直しが考えられる。また、対策施設の状況をまとめている様式 2-3、2-4 を修正する。 地形要件があることは既知であることから、机上調査や現地概査は省略してよい。
警戒避難体制整備の状況の変化	市町村が行う警戒避難体制整備の状況は、初回基礎調査の時点ではまだ執られていないため、様式 3-3 (1) はその当方で記載できる範囲で埋めている。 区域指定後、地域防災計画の修正等が行われるため、既指定箇所調査の際には修正が必要となる。

1.3 既指定箇所調査の調査項目

既指定箇所調査において実施する調査項目は、以下に注意して取り組むこと。記載に無い部分は新規箇所調査を参考にすること。

【解説】

(1) 資料収集等

調査対象箇所について、必要な資料の収集・整理等を行う。地形改変や対策施設の設置に伴う調査にあっては原因者から資料を収集すること。

(2) 区域設定のための調査

①地形の状況調査

新規箇所調査では、机上調査、現地概査、現地調査と順に取り組むが、既指定箇所調査では、地形要件や社会要件を満たすことはわかっているため、現地調査から行うこととする。

また、地形が無くなり区域を解除することがあらかじめわかっている箇所は、現地概査のみを行い、指定要件が無くなったことを確認する。

②地質の状況調査

土質定数は短期間で変化するものではないことから、基本的に見直し不要である。

ただし、既往の調査結果に明らかな間違いがあれば当然修正する。

③対策施設の状況調査

①と同様に、机上調査や現地概査は省略し、現地調査から実施する。

既往の調査結果や、A状況確認調査で対策施設が無い事が明らかになるため、そうした箇所では、対策施設の状況調査は行わない。

(3) 危害のおそれのある土地等の設定

新規箇所調査と同じように設定する。

なお、既往の調査において様式 5-1、5-2、5-3 が作成されている場合は更新する。

(4) 危害のおそれのある土地等の調査

新規箇所調査と同じように調査する。

様式 3-3(1)、3-3(2)、3-6 なども更新することを忘れないこと。

(5) 調査結果とりまとめ

新規箇所調査と同じように作成する。

作成する調書については次頁 1.4 を参照すること。

1.4 区域調書の各様式作成上の注意

既指定箇所調査の内容が第三者にもよくわかるように、内容を充実させ作成する。

【解説】

長らく指定済みとなっていた区域を変えるものであり、既指定箇所調査の結果については住民等の関心が高いことが想定される。区域調書を作成するにあたっては、第三者の閲覧を意識し、前回調査の内容を一部残しながら、どこが変わったのか変化が分かるようにすること。

また、見直しの経緯が分かるように作成すること。例えば、対策施設の設置がされた場合にあっては、単に「対策施設の設置」とはせず、施工者（県、市町村、民間企業、個人）や竣工年月、工事に至った経緯、工種の詳細などを様式 3-8 や 4-2 のコメント欄に書き込むこと。

取りまとめる区域調書は、調査内容によって以下のとおりとする。

項目	内容	一部変更 一部追加	全解除	施設整備に伴う 全解除
	表紙 概況、位置図	○	○	○
対象箇所の告示 に関する情報	様式 1-1 告示履歴等	○	○	○
対象箇所の諸元	様式 2-1 地形・地質状況等	○	-	-
	様式 2-2 微地形及び人工構造物等の状況図	○	-	-
	様式 2-3 対策施設等の位置図	○	-	○
	様式 2-4 対策施設等の諸元	○	-	○
	様式 2-5 過去の災害実態	○	-	-
対象箇所の情報	様式 3-1 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図	○	-	-
	様式 3-2 建築物に作用される衝撃に関する事項	○	-	-
	様式 3-3 危害のおそれのある土地等の調査等	○	-	-
	様式 3-4 人家等の建築構造状況図	○	-	-
	様式 3-5 土地利用状況図	○	-	-
	様式 3-6 宅地開発の状況及び建築の動向	○	-	-
	様式 3-7 現地写真・スケッチ等の位置図	○	○	○
	様式 3-8 現地写真・スケッチ等	○	○	○
設定根拠情報	様式 4-1 区域設定根拠平面図	○	○	○
	様式 4-2 区域設定根拠断面図	○	-	-
	様式 4-3 危害のおそれのある土地等の区域設定に関する計算結果（計算条件）	○	-	-
	様式 4-4 危害のおそれのある土地等の区域設定に関する計算結果	○	-	-
区域の表示	様式 5-1 オフセット展開図	○※	-	-
	様式 5-2 座標一覧	○※	-	-
	様式 5-3 基準点の状況	○※	-	-
	様式 5-4 危害のおそれのある土地等の座標位置図	○	-	-
	様式 5-5 危害のおそれのある土地等の座標一覧	○	-	-

※過年度調査において作成している場合

1.5 斜面が分割した場合のまとめ方

既指定箇所調査において区域が分割することになった場合は、新たに枝番号を付けることはしない。調書を分けることはせず、ひとつの斜面として取りまとめる。

【解説】

新規箇所調査では区域が分割することになった場合は、枝番号を付け、調書を分割することとしているが、既指定箇所調査においては新たな枝番号を付けることはしない。

区域が分割することとなっても通しの測線番号を付けて、1 斜面の調書として取りまとめること。

この理由としては、修正前と修正後の告示図書を見比べた際に、解除になった部分の他に表示が消えている部分があると、解除になったと誤解されるおそれがあることや、修正前後の見比べやすさを考えてのことである。

1.6 様式 5-1、5-2、5-3 の扱いについて

既往の調査結果に様式 5-1、5-2、5-3 がまとめられている場合は、既指定箇所調査において情報を更新し、取りまとめる。

【解説】

令和 5 年度以降の新規箇所調査では、測量結果（区域の再現性）をまとめた上記の 3 様式は、成果品として納めないこととしているが、既往の成果として記録がある場合は内容を更新する。

上端及び下端の測量については、マニュアル本編を参照すること。

オフセット図の作成については、当時の仕様書に以下のように記載しており同様に作業すること。

急傾斜地の下端（上端）位置については、測量成果を基に周辺地物（現地近傍の不動の公共施設や道路、家屋の軒先の角など）2 点以上の引照点を設け、地物から下端（上端）までの距離を明記した上で区域調書様式 4-2 のスケッチ欄にオフセット成果として表示し、後に簡易的手法で下端（上端）点を再現するための資料としてとりまとめる。

1.7 住民周知のための資料の作成

住民周知を行うための資料は、既指定箇所と、今回の調査結果を比べることができるように作成し、区域の変化が分かりやすいものとなるように作成する。

【解説】

新規箇所調査と同様に、土砂災害警戒区域等とオルソフォト及び地形図を重ねた図を用いて作成する。

その際には、既指定箇所と今回の調査結果を対比できるように作成し、資料を見た住民が、区域の変化が分かりやすいものとなるように作成する。

区域調書の各様式作成時の注意事項

〇はじめに

様式 2-2	微地形及び人工構造物等の状況図
様式 2-3	対策施設等の位置図
様式 2-5	過去の災害実態
様式 3-1	危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図
様式 3-2	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
様式 3-3	(2) 危害のおそれのある土地等の調査等
様式 3-4	人家等の建築物構造状況図
様式 3-5	土地利用状況図
様式 4-3	危害のおそれのある土地等の区域設定に関する計算結果 (計算条件)
様式 4-4	危害のおそれのある土地等の区域設定に関する計算結果
様式 5-4	危害のおそれのある土地等の座標位置図
様式 5-5	危害のおそれのある土地等の座標一覧

上記の様式に関する作成時の注意事項は、新規箇所調査と同様である。

なお、既往の調査結果を盲目的に流用せず、今回実施する既指定箇所調査の内容に合わせて確認し、疑義が生じる部分は発注者に協議すること。


既指定箇所調査に関する解説を新たに加えた様式を以降に添付する。

○表紙 概況、位置図

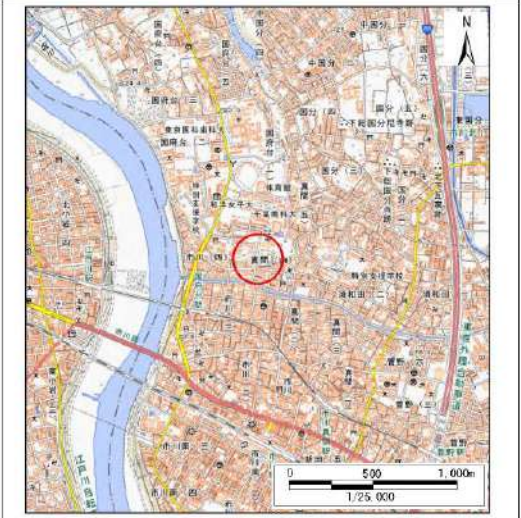
土砂災害防止に関する基礎調査(急傾斜地の崩壊)

表紙 概況、位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	① I-0120
箇所名	② 真間2
所在地	③ 市川市真間4丁目、市川4丁目
調査機関	④ 千葉県葛南土木事務所



⑤ 位置図(S=1:200,000)



⑥ 概況図(S=1:25,000)

千葉県

- ①箇所番号 基本的に変わらない。
- ②箇所名 基本的に変わらないが、③所在地の変更に伴い見直す場合もあるため、③の確認の結果で所在地と箇所名が一致しないこととなったときは河川環境課へ相談すること。
- ③所在地 過去の基礎調査において、区域内の代表となる字のみを表示している場合があるため、今回の調査で得た区域で必ず所在地を確認し記載すること。(市町村名から大字まで)
- ④調査機関 旧所属名は修正する。
例 ○○地域整備センター → 千葉県○○土木事務所
- ⑤位置図 新しい地図に更新する。
- ⑥概況図 新しい地図に更新する。

○様式 2-1 地形・地質状況等

急傾斜地の崩壊区域調査				調査年度	2024
様式2-1 地形・地質状況等		箇所番号	I-0120	箇所名	真筒2
急傾斜地の位置		所在地	[市川市真筒4丁目, 市川4丁目]		
① 地形状況	急傾斜地の地形	区域見直し理由: 公共(市川市)による対策施設設置 当該斜面は宅地背後に位置する2つの南向きの斜面である。斜面形状はどちらも平行斜面である。			
	災害のおそれのある土地等の地形(様式2-2, 2-4参照)	斜面下方は宅地および道路として利用されている。斜面上方は弘法寺境内および道路として利用されている。			
② 地質状況等	地表の状況	斜面は斜面下部の一部は対策施設により被覆されている。斜面上部は主に広葉樹により被覆されている。			
	地盤の状況	地盤は主に段丘堆積物からなる。			
	その他の状況	特になし。			
	土質定数等	項目	設定値	設定根拠	
	土石等の比重 σ	2.6	基礎調査マニュアル(R6.4版)に示された一般値		
	土石等の容積濃度 C	0.5	基礎調査マニュアル(R6.4版)に示された一般値		
	土石等の密度 ρ_m (t/m ³)	1.8	基礎調査マニュアル(R6.4版)に示された一般値		
	土石等の単位体積重量 γ (kN/m ³)	18.00	基礎調査マニュアル(R6.4版)に示された一般値(決積層分布域)		
	土石等の移動時の内部摩擦角 ϕ (°)	30	基礎調査マニュアル(R6.4版)に示された一般値(決積層分布域)		
	土石等の堆積時の内部摩擦角 ϕ (°)	30	移動時と同一値とした		
	土石等の液体状係数 w	0.025	基礎調査マニュアル(R6.4版)に示された一般値		
	土質定数設定根拠等特記事項	「土砂災害防止法基礎調査マニュアル(急傾斜地の崩壊編)」令和6年4月			
③ 対策施設等状況	有	対策施設的位置は様式2-3, 額元は様式2-4参照			
④ 過去の災害実績等	無	発生件数	0		
⑤ 想定される崩壊度量・幅及び深さ	(1)災害実績調査に基づく方法	基礎調査マニュアルに示された一般値	設定根拠		
	(2)当該斜面の変状地形に着目した方法	「土砂災害防止法基礎調査マニュアル(急傾斜地の崩壊編)」令和6年4月			
⑥ 移動する土石等の高さ	ham(m)	1.0			
	設定根拠	「土砂災害防止法基礎調査マニュアル(急傾斜地の崩壊編)」令和6年4月			

最新のマニュアルに更新

①地形状況

対策工事が行われた場合や、地形改変が行われた場合はその旨を記載すること。

②地質状況等

地表の状況：基本的に植生を記載するが、全面被覆する対策施設が設置された場合など正確に記載。

地盤の状況：基本的に変わらない。

土質定数等：設定根拠を更新すること。

③対策施設等状況

施設無しだった箇所に対策施設が作られた場合に、修正漏れが多いので注意。

④過去の災害実績等

前回調査以降に被災していることもあるため、改めて確認すること。

⑤想定される崩壊度量・幅及び深さ

⑥移動する土石等の高さ

設定根拠を更新すること。

○様式 3-3 (1) 危害のおそれのある土地等の調査等

急傾斜地の崩壊区域調査書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
様式3-3(1) 危害のおそれのある土地等の調査等								調査年度	2024																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
急傾斜地の位置		箇所番号	I-0120		箇所名	真樹2		所在地	市川市長岡4丁目、市川4丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地形		下端延長(m)	185	最大高さ(m)	17	平均高さ(m)	12	最大勾配(%)	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
								平均勾配(%)	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
危害のおそれのある土地の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地の面積 8,278 m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>道路</td> <td>水路</td> <td>河沼</td> <td>宅地</td> <td>農地</td> <td>山林</td> <td colspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>上端に隣接する土地</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>下端に隣接する土地</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										道路	水路	河沼	宅地	農地	山林	備考				上端に隣接する土地	○	-	-	-	-	○				急傾斜地	-	-	-	-	-	○				下端に隣接する土地	○	-	-	○	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
道路	水路	河沼	宅地	農地	山林	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
上端に隣接する土地	○	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
急傾斜地	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
下端に隣接する土地	○	-	-	○	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>家戸数</td> <td colspan="9">24 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共施設等の状況</td> <td>J R(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>私鉄(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>高速道路(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>国道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>都道府県道(m)</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>市町村道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>その他道路(m)</td> <td colspan="2">89</td> <td>河川(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>橋梁(基)</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">公共的建築物全施設数</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2">内、要配慮者利用施設数</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公共的建築物</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要配慮者利用施設</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">著しい危害のおそれのある土地の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="10">土地の面積 756 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>家戸数</td> <td>全戸数</td> <td>14</td> <td>不造戸数</td> <td>14</td> <td>非木造戸数</td> <td>0</td> <td>構造不明戸数</td> <td colspan="3">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共施設等の状況</td> <td>J R(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>私鉄(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>高速道路(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>国道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>都道府県道(m)</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>市町村道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>その他道路(m)</td> <td colspan="2">46</td> <td>河川(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>橋梁(基)</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">公共的建築物全施設数</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2">内、要配慮者利用施設数</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公共的建築物</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要配慮者利用施設</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table></td></tr></table>										家戸数	24 戸									公共施設等の状況	J R(m)	0		私鉄(m)	0		高速道路(m)	0		国道(m)	0		都道府県道(m)	0		市町村道(m)	0		その他道路(m)	89		河川(m)	0		橋梁(基)	0				公共的建築物全施設数										0		内、要配慮者利用施設数		0		公共的建築物	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称		1															2															3															4															5															要配慮者利用施設	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称		1															2															3															4															5															著しい危害のおそれのある土地の状況										土地の面積 756 m ²										<table border="1"> <tr> <td>家戸数</td> <td>全戸数</td> <td>14</td> <td>不造戸数</td> <td>14</td> <td>非木造戸数</td> <td>0</td> <td>構造不明戸数</td> <td colspan="3">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共施設等の状況</td> <td>J R(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>私鉄(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>高速道路(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>国道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>都道府県道(m)</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>市町村道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>その他道路(m)</td> <td colspan="2">46</td> <td>河川(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>橋梁(基)</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">公共的建築物全施設数</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2">内、要配慮者利用施設数</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公共的建築物</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要配慮者利用施設</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>										家戸数	全戸数	14	不造戸数	14	非木造戸数	0	構造不明戸数	0			公共施設等の状況	J R(m)	0		私鉄(m)	0		高速道路(m)	0		国道(m)	0		都道府県道(m)	0		市町村道(m)	0		その他道路(m)	46		河川(m)	0		橋梁(基)	0				公共的建築物全施設数										0		内、要配慮者利用施設数		0		公共的建築物	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称		1															2															3															4															5															要配慮者利用施設	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称		1															2															3															4															5														
家戸数	24 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公共施設等の状況	J R(m)	0		私鉄(m)	0		高速道路(m)	0		国道(m)	0		都道府県道(m)	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	市町村道(m)	0		その他道路(m)	89		河川(m)	0		橋梁(基)	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
公共的建築物全施設数										0		内、要配慮者利用施設数		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
公共的建築物	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
要配慮者利用施設	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
著しい危害のおそれのある土地の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地の面積 756 m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>家戸数</td> <td>全戸数</td> <td>14</td> <td>不造戸数</td> <td>14</td> <td>非木造戸数</td> <td>0</td> <td>構造不明戸数</td> <td colspan="3">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共施設等の状況</td> <td>J R(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>私鉄(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>高速道路(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>国道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>都道府県道(m)</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>市町村道(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>その他道路(m)</td> <td colspan="2">46</td> <td>河川(m)</td> <td colspan="2">0</td> <td>橋梁(基)</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">公共的建築物全施設数</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2">内、要配慮者利用施設数</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公共的建築物</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要配慮者利用施設</td> <td>種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">施設数</td> <td colspan="2">名称</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>										家戸数	全戸数	14	不造戸数	14	非木造戸数	0	構造不明戸数	0			公共施設等の状況	J R(m)	0		私鉄(m)	0		高速道路(m)	0		国道(m)	0		都道府県道(m)	0		市町村道(m)	0		その他道路(m)	46		河川(m)	0		橋梁(基)	0				公共的建築物全施設数										0		内、要配慮者利用施設数		0		公共的建築物	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称		1															2															3															4															5															要配慮者利用施設	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称		1															2															3															4															5																																																																																																																																																																																																																																																																																										
家戸数	全戸数	14	不造戸数	14	非木造戸数	0	構造不明戸数	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
公共施設等の状況	J R(m)	0		私鉄(m)	0		高速道路(m)	0		国道(m)	0		都道府県道(m)	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	市町村道(m)	0		その他道路(m)	46		河川(m)	0		橋梁(基)	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
公共的建築物全施設数										0		内、要配慮者利用施設数		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
公共的建築物	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
要配慮者利用施設	種類	構造		施設数		名称		種類		構造		施設数		名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

①警戒避難体制に関する調査

初回の基礎調査では、区域は地域防災計画に記載されていないため、多くの調査で「無」と書かれている。
最新の地域防災計画を確認し、地域防災計画への記載状況や防災訓練等の実施状況等を更新する。

○様式 3-6 宅地開発の状況図及び建築の動向

急傾斜地の崩壊区域調書											調査年度	2024
様式 3-6 宅地開発の状況及び建築の動向												
急傾斜地の位置		箇所番号	1-0120		箇所名	真間2		所在地			市川市真間4丁目、市川4丁目	
市	町	村	市川市									
1) 人口の経年変化			15年前(人)(ア)	10年前(人)(イ)	増減		5年前(人)(ウ)	増減		基準年(人)(エ)	増減	
			(平成20年)	(平成25年)	人口(人)	率[(イ-ア)/ア]	(平成30年)	人口(人)	率[(ウ-イ)/イ]	(令和5年)	人口(人)	率[(エ-ウ)/ウ]
					(イ-ア)	×100(%)	(ウ-イ)	×100(%)	×100(%)	(エ-ウ)	×100(%)	
	都市計画区域内		216,655	220,933	4,278	2.0	240,224	19,291	8.7	240,520	9,296	3.9
	市街化区域		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市街化調整区域		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
都市計画区域外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
準都市計画区域		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2) 都市計画区域の面積			15年前(ha)(ア)	10年前(ha)(イ)	増減		5年前(ha)(ウ)	増減		基準年(ha)(エ)	増減	
			(平成21年)	(平成26年)	面積(ha)	率[(イ-ア)/ア]	(令和元年)	面積(ha)	率[(ウ-イ)/イ]	(令和6年)	面積(ha)	率[(エ-ウ)/ウ]
					(イ-ア)	×100(%)	(ウ-イ)	×100(%)	×100(%)	(エ-ウ)	×100(%)	
	都市計画区域の面積		5,529	5,539	0	0.0	5,539	0	0.0	5,539	0	0.0
	市街化区域		3,984	3,984	0	0.0	3,984	0	0.0	3,984	0	0.0
市街化調整区域		1,655	1,655	0	0.0	1,655	0	0.0	1,655	0	0.0	
準都市計画区域の面積		0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
3) 地価の経年変化			15年前(円/m ²)(ア)	10年前(円/m ²)(イ)	増減		5年前(円/m ²)(ウ)	増減		基準年(円/m ²)(エ)	増減	
			(平成21年)	(平成26年)	地価(円/m ²)	率[(イ-ア)/ア]	(令和元年)	地価(円/m ²)	率[(ウ-イ)/イ]	(令和6年)	地価(円/m ²)	率[(エ-ウ)/ウ]
					(イ-ア)	×100(%)	(ウ-イ)	×100(%)	×100(%)	(エ-ウ)	×100(%)	
市町村の平均価格(円/m ²)		151,000	142,000	-9,000	-6.0	134,000	-8,000	-5.6	147,000	13,000	9.7	
4) 建築確認申請の状況			10年前の申請数の合計(件)(ア)	4年前の申請数の合計(件)(イ)	増減		1年前の申請数の合計(件)(ウ)	増減		出典		
			(平成26年)	(令和元年)	申請数(件)	率[(イ-ア)/ア]	(令和5年)	申請数(件)	率[(ウ-イ)/イ]	(1)(2)(4)		
					(イ-ア)	×100(%)	(ウ-イ)	×100(%)	×100(%)	(3)		
	専用	一戸建住宅	-	-	-	-	-	-	-	市川市公式webページ		
	住宅	共同・その他	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省不動産情報ライブラリ 中園分5丁目		
	併用住宅	-	-	-	-	-	-	-	市川市農業委員会ヒアリング			
合計		27	11	-16	-59.3	4	-7	0.0				
5) 農地転用の状況			10年前の申請数の合計(件)(ア)	1年前の申請数の合計(件)(イ)	増減		2年前の申請数の合計(件)(ウ)	増減				
			(平成20年度)	(平成25年度)	申請数(件)	率[(イ-ア)/ア]	(令和4年度)	申請数(件)	率[(ウ-イ)/イ]			
					(イ-ア)	×100(%)	(ウ-イ)	×100(%)	×100(%)			
		一般住宅	173	201	28	16.2	145	-96	-27.9			
	その他の住宅	56	79	23	41.1	77	-2	-2.5				
合計		229	280	51	22.3	222	-98	-20.7				

①基準年を更新し、様式3-6全体をもれなく更新すること。



注：上記の見本では（１）人口の経年変化について、市街化区域・調整区域の内訳が書かれていない。
国土交通省 HP 内「都市計画現況調査」で内訳が確認できるため省略しないこと。

○様式 3-7 現地写真・スケッチ等の位置図



既往の写真に加え、今回調査することになった箇所の変化がわかるように写真を撮影すること。
全解除となる場合は、その内容がわかるように説明を加えること。

○様式 3-8 現地写真・スケッチ等 (その1)

急傾斜地の崩壊区域調査				調査年度
様式3-8 現地写真・スケッチ等				2024
急傾斜地の位置	箇所番号	箇所名	所在地	
	I-0120	真間2	市川市長岡4丁目、市川4丁目	
写真番号⑤	写真番号⑥			
				
<p>保全対象の状況 下端下方は平坦地で、宅地や道路、雑木林等に利用されている。</p>		<p>① 対策施設の状況 施設① ロックボルト工 市川市単独事業として令和6年12月に施工されたもの。 斜面の崩壊を防ぐ目的で施工されたものであることを市に確認。 急傾斜地崩壊対策施設と同等と考えられることから施設効果を見込む。</p>		
令和6年12月5日		令和6年12月5日		千葉県

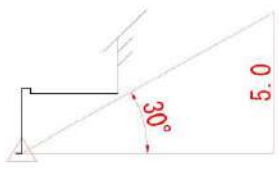


急傾斜地の崩壊区域調査				調査年度
様式3-8 現地写真・スケッチ等				2024
急傾斜地の位置	箇所番号	箇所名	所在地	
	I-0120	真間2	市川市長岡4丁目、市川4丁目	
写真番号⑦	写真番号⑧			
				
<p>② 対策施設の状況 施設② 吹付のり砕工(砕内植生基材吹付) 特に変状は認められないため、施設効果を見込む。 施設③の上下に施工されている。 施設③アンカー付き吹付のり砕工(砕内植生基材吹付) 特に変状は認められないため、施設効果を見込む。 当該施設は下端に接していない施設であるが、急傾斜地対策施設として設計・施工されたこと、施設③にはアンカー工が施工されていることから、施設効果を見込む。</p>		<p>保全対象の状況(測線No.3~9) 既往調査時には空き地だった測線No.3~9において、宅地開発が行われており、人家が建設中である。</p> <p>③ 撮影日: 令和2年9月15日</p> 		
令和4年6月2日		令和6年12月5日		千葉県

①対策施設が追加された箇所は、必ず写真を追加し、施設の内容や施工者等を記載する。

②既往調査で撮影していた写真は、変化が無ければ再使用して差し支えない。

③既往の区域調査書の写真を再掲し、変化が分かるようにまとめること。

○様式 3-8 現地写真・スケッチ等 (その2)

急傾斜地の崩壊区域調査				調査年度
様式3-8 現地写真・スケッチ等				2025
急傾斜地の位置	箇所番号	箇所名	所在地	
	H-151K2433	新井2	市原市新井3丁目	
写真番号④	写真番号⑤			
				
④	⑤			
<p>現地確認断面</p> <p>4S-2</p> <p>斜面の高さが5m未満であるため、地形条件を調べない。</p>	<p>全景</p> <p>・現地調査の結果、斜面上方の耕作放棄地だった土地に、宅地造成が行われているを確認した。また、造成工事の影響により、斜面が高さ5m未満となり、急傾斜地としての条件を満たさないことが確認された。</p> <p>撮影日：令和7年5月29日</p>			
	<p>撮影日：令和04年9月26日</p> 			

千葉県

④地形要件が無いことの説明として確認断面を載せることも可能である。その際には、様式3-7との整合に注意すること。

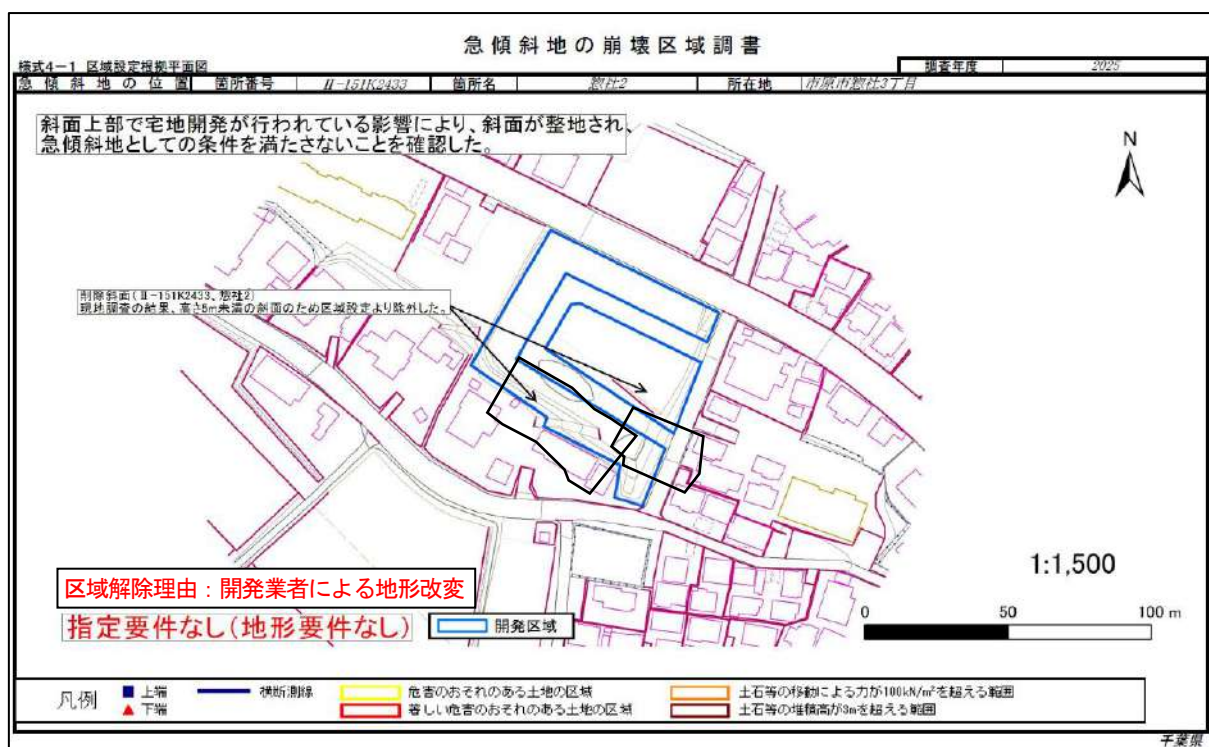
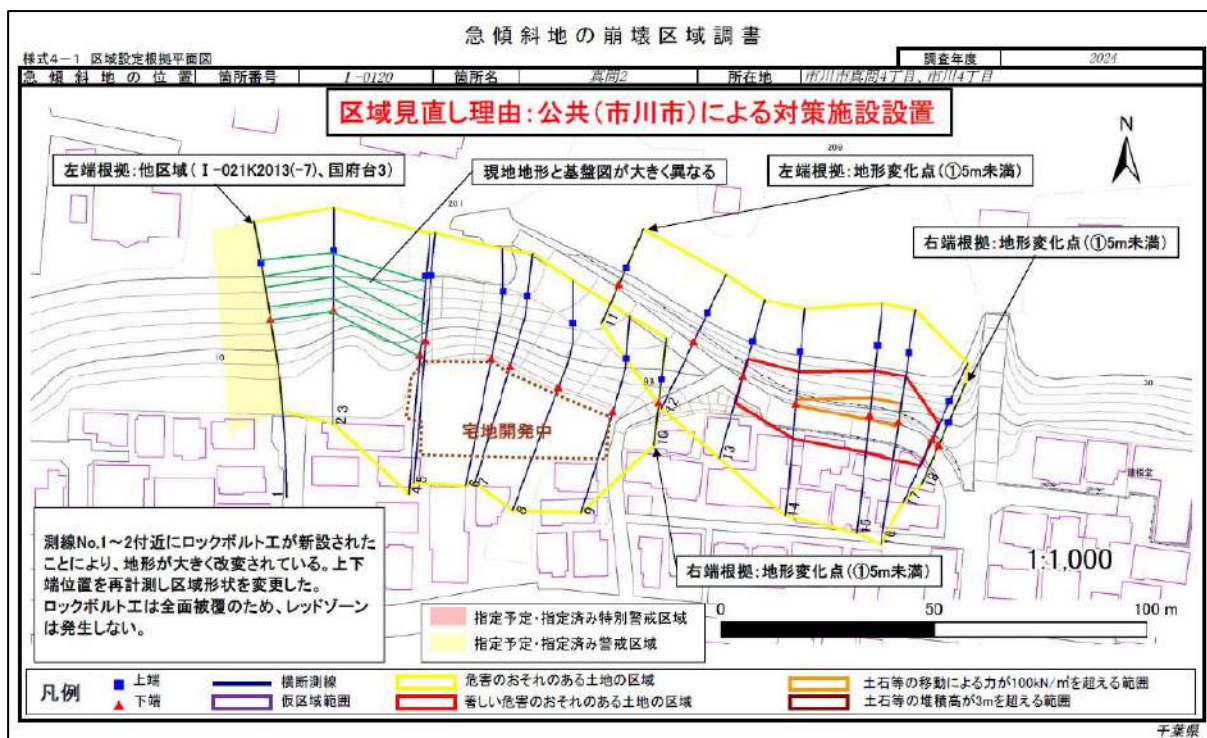
(様式4-1で確認断面と断面位置を一緒に載せてもよい。)

⑤地形改変の経緯や内容がよくわかるように、説明と写真を載せること。

記載例 ・令和元年10月に人家裏の斜面が崩壊し、前回調査時点から地形が変わったことが住民から申し出があったもの。

・令和6年に行われた宅地開発によって斜面が無くなったことを確認した。

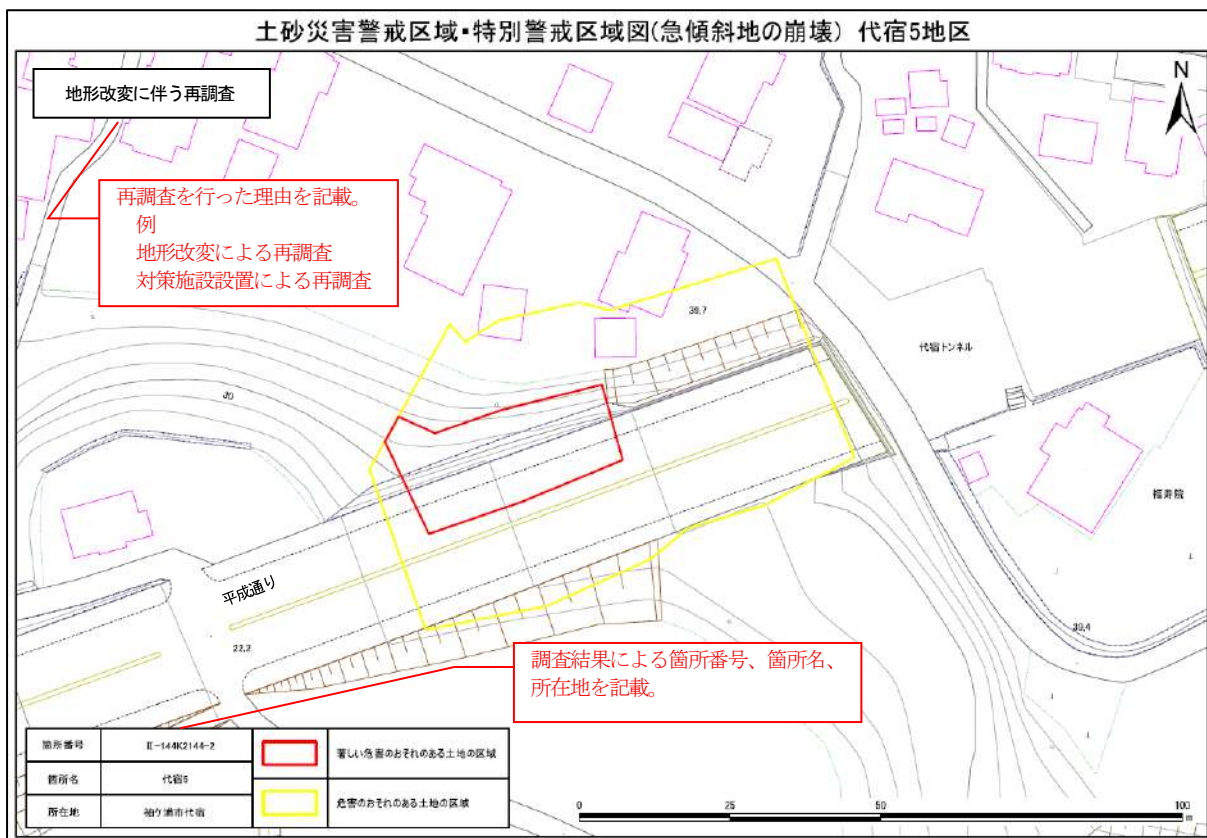
○様式 4-1 区域設定根拠平面図



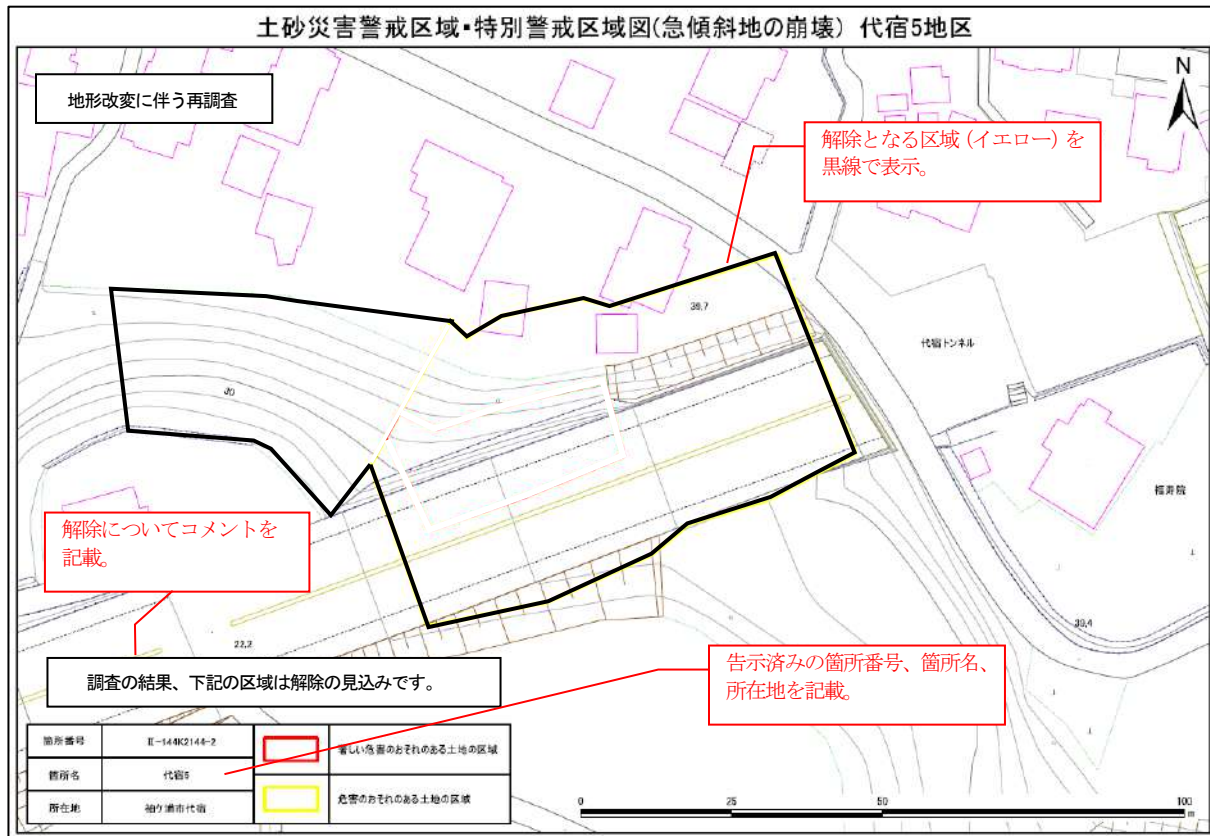
区域設定根拠について、見直しの理由や内容について、不足なく記載すること。
対策施設の設置に伴い、地形が改変されている場合は、基盤図と現地が異なっているので加筆して説明を加えること。

○住民周知資料の作成例

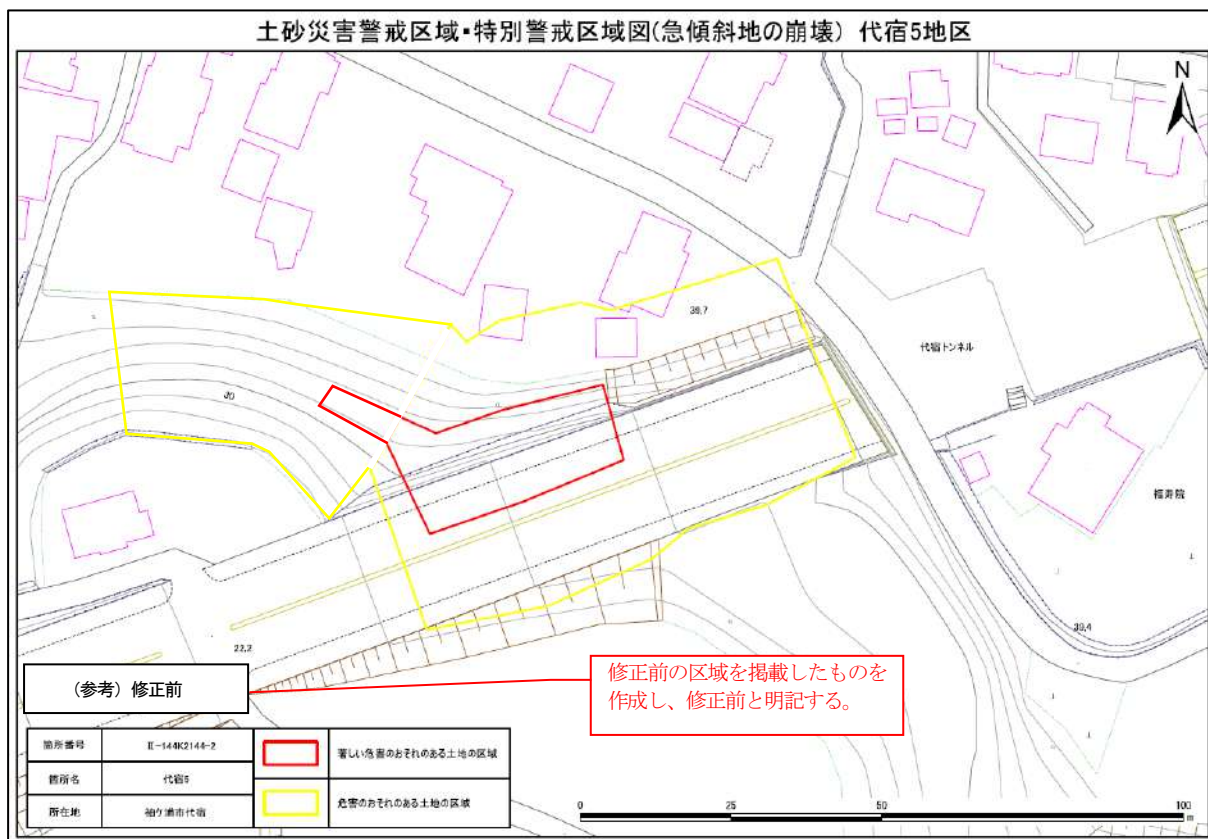
① 区域の形が変わる場合



② 区域が解除となる場合



③ 既指定箇所調査では、①又は②に加えて以下を作成する。



注：オルソフォト版はマニュアルへの掲載を省略しているだけであり、作成を要する。

(参考)

令和〇年度

土砂災害警戒対策委託（既指定箇所調査）

特記仕様書

〇〇市 〇〇 外

千葉県 〇〇土木事務所

※一般的な内容を記載しています。業務内容に応じて追加等行うことがあります。

第1条 適用

本仕様書は、千葉県が実施する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第4条に規定する基礎調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

本業務は、既指定区域内において土砂災害防止施設等の設置や開発・災害などによる地形改変等に伴う区域の見直しのための基礎調査を実施することを目的とする。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から 日間とする。

第4条 基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、関係法令及び以下の基準等に基づいて業務を実施するものとする。

- 1 土砂災害防止法施行令第2条第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法等を定める告示
- 2 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（H13.6（一財）砂防フロンティア整備推進機構）
- 3 土砂災害防止法基礎調査マニュアル（急傾斜地の崩壊編）（R8.4版）（以下「基礎調査マニュアル」という。）
- 4 千葉県公共測量作業規程

第5条 業務計画書

- 1 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要 (2) 実施方針
 - (3) 業務工程 (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む） (10) 使用する主な機器
 - (11) 照査計画 (12) その他
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第6条 業務に従事する技術者

- 1 本業務では、業務の技術上の管理を行う業務主任技術者及び成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めるものとする。
 なお、従事する業務主任技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（建設）又は建設部門）又は国土交通省登録技術者資格（砂防一計画・調査・設計）を保有する技術者とする。
- 2 業務主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 3 業務主任技術者および照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第7条 資料の貸与

本業務に必要な以下の資料は、発注者より貸与するものとする。

- 1 砂防基盤図（数値地図データ（DM・オルソフォト・T I N等））
- 2 基礎調査予定箇所のGISデータ（shpデータ）

- 3 既指定箇所への告示図書、区域調書
- 4 その他の資料（地形改変の資料等）

受注者は、貸与された資料等について紛失・破損等の無いように責任をもって保管し、必要が無くなった場合には速やかに返却することとする。

第8条 土地の立入り

本業務の実施にあたり、他人の占有する土地に入る必要がある場合には、あらかじめ土地占有者に通知し、紛争の起こらないよう十分に留意しなければならない。

また、現地作業期間中は、土砂災害防止法第5条の規定に基づいた発注者の発行する身分証明書を常時携帯し、土地占有者等からの請求があれば速やかに提示するものとする。

なお、身分証明書については、業務完了後、遅延なく発注者に返却するものとする。

第9条 業務内容

フルスペックで記載しているため、調査内容に応じて内容を減らすことが必要

基礎調査の流れは次の1～7のとおりである。

なお、区域設定にあたっては（一財）砂防フロンティア整備推進機構が提供しサポートする「土砂災害警戒区域等設定支援システム」を用いるものとする。

1 計画準備

業務に先立ち、調査内容を十分理解したうえで目的を達成させるため業務計画書を作成するとともに、本業務の効率的な実施に向けて計画準備を行う。

2 資料収集等

業務に必要な関係資料等を収集、整理する。主な収集資料は次のとおりとする。

- (1) 最新の地形図、住宅地図等、広域に地形や社会条件の変化状況を確認できる資料
- (2) 土砂災害防止施設等（砂防・治山・民間等）の設置状況に関する資料
- (3) 地質状況に関する資料
- (4) 危害のおそれのある土地等に関する各種資料（都市計画区域、地価情報、他）

3 区域設定のための調査

(1) 地形の状況調査（現地概査）

区域全解除であれば3は現地概査を実施し4、5は削除する

当該箇所が区域指定要件を満たしているか確認するため、以下の項目の現地概査を行う。

ア 地形要件の確認

地形要件（傾斜度30°以上かつ高さ5m以上）を満たさない箇所でないかどうか、目視・簡易測量で確認する。

イ 社会要件の確認

人家若しくは要配慮者施設が立地しない箇所又は人家等の立地が予想されない箇所でないかどうか、目視で確認する。

ウ 配布者リストの作成

調査のお知らせを配付する際に対応した住民や建物種別、居住者の氏名等を確認し、配布者リストを取りまとめる。

3 区域設定のための調査

(1) 地形の状況調査（現地調査）

一部変更、一部追加であれば3は現地調査を実施する

以下の項目の現地調査を行う。なお、現地調査において区域設定上必要な事項は写真等により設計根拠を記録すること。

ア 横断測線の設定

既指定区域の横断測線の位置が地形や対策施設の状況から見て適切であるか確認し、必要に応じて横断測線の追加・修正を行い、横断測線を設定する。

イ 急傾斜地の下端の設定

既指定区域の急傾斜地の下端が適切か確認し、必要に応じて修正を行ったうえで下端を設定する。

ウ 急傾斜地上端の設定

既指定区域の急傾斜地上端が適切か確認し、必要に応じて修正を行ったうえで上端を設定する。

※イ、ウについては基礎調査マニュアルに基づき下端・上端の位置を現地測量した上で座標をGIS上に展開する。

エ 急傾斜地の傾斜度及び高さの設定

横断測線毎に傾斜度と高さを確認し、区域設定に用いる値を算出する。なお、下端や上端の位置が立入り困難な場合は砂防基盤図上で値を算出することとしてもよい。

オ 急傾斜地の左右端の設定

ア～エの調査をもとに、急傾斜地の範囲の両端を現地にて確認し設定する。

カ 明らかに土石等の到達しない区域の確認

河川や尾根を超える場合等、明らかに土石等の到達しない区域を確認し、必要に応じて修正を行う。

キ 配付者リストの作成

現地調査前時に現地調査のお知らせを配付する際に、対応した住民や区域内の建物種別、居住者の氏名等を確認し、配付者リストとして整理する。

現地調査時には、訪問日や対応した住民の情報を記録する。

ク 区域の再現性確認

クは既往調査で実施している場合に実施する

修正を行った急傾斜地の下端（上端）位置について、測量成果を基に周辺地物（現地近傍の不動産の公共施設や道路、家屋の軒先の角など）2点以上の引照点を設け、地物から下端（上端）までの距離を明記した上で区域調書様式4-2のスケッチ欄にオフセット成果として表示し、後に簡易的手法で下端（上端）点を再現するための資料としてとりまとめる。

(2) 地質の状況調査

既指定区域の土質定数について、現地を確認し必要であれば見直しをする。

(3) 対策施設の状況調査

(3)は対策施設がある場合に実施する

調査範囲の対策施設を収集資料から整理するとともに、基礎調査マニュアルに基づき簡易計測等を実施したうえで効果評価を行う。また、対策施設ごとに代表的な地点で写真を撮影する。調査結果をもとに、急傾斜地の崩壊による土石等の力に対して対策施設の効果が認められるか評価する。

4 危害のおそれのある土地等の設定

(1) 危害のおそれのある土地の設定

① 急傾斜地の設定

傾斜度が30°以上で高さが5m以上の土地の区域を急傾斜地として設定する。

② 急傾斜地の下端に隣接する土地の区域の設定

急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の土地の区域（ただし、地形状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く）を急傾斜地の下端に隣接する土地の区域として設定する。

③ 急傾斜地上端に隣接する土地の区域の設定

急傾斜地上端から水平距離10m以内の土地の区域を傾斜地上端に隣接する土地の区域として設定する。

④ 危害のおそれのある土地の区域の設定

「急傾斜地」、「急傾斜地の下端に隣接する土地の区域」及び「急傾斜地上端に隣接する土地の区域」を包絡する範囲を危害のおそれのある土地の区域として設定する。

(2) 著しい危害のおそれのある土地の設定

「危害のおそれのある土地の区域」のうち、急傾斜地の崩壊に伴う土石等により建築物に作用すると想定される力が、通常の建築物の耐力を上回る土地の区域を「著しい危害のおそれのある土地の区域」として設定する。

① 急傾斜地の区域

急傾斜地の上端と下端に挟まれる区域のうち、土石等の移動による力、または土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る土地の区域を、基礎調査マニュアルに基づき算出する。

② 急傾斜地の下端に隣接する土地の区域

急傾斜地の下端から土石等の移動による力、または土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る地点に挟まれる土地の区域を、基礎調査マニュアルに基づき算出する。

※(1)、(2)で設定した危害のおそれのある土地等については、下端・上端の座標から、危害のおそれのある土地等の区域を構成する多角形の頂点の座標を算出する。

5 危害のおそれのある土地等の調査

危害のおそれのある土地等の調査等は以下のとおりとし、必要に応じて修正や更新をする。

なお、(1)～(6)は斜面毎に、(7)～(11)は市町村毎に調査する。

(1) 過去の災害実態調査

調査範囲またはその周辺で過去に崩壊があった場合は、崩壊の規模や被害・気象状況を把握し整理する。

(2) 土地利用状況調査

既存資料から道路・水路・池沼・宅地・農地・山林等の土地利用状況を確認し整理する。

(3) 人家（人家戸数・建築構造）調査

修正した区域内の人家戸数及び建築構造を現地で確認し整理する。

(4) 公共施設等の状況調査

修正した区域内の公共的建物を整理する。建築構造などは現地で確認する。

(5) 警戒避難体制の整備状況

修正した区域に係わる警戒避難体制の整備状況について、以下の事項を市町村地域防災計画、市町村聞き取り等から調査する。

① 設定された土砂災害警戒区域等の市町村地域防災計画への記載状況

② 自主防災組織等の有無

③ 伸縮計等の計測機器の設置状況

④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者

⑤ 基準雨量の設定状況

⑥ 雨量情報、災害発生の予報（警報、注意報）、被災情報等を伝達するシステム整備状況

⑦ 避難路の設定状況、避難場所の位置、避難場所の建築構造

⑧ 防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況

⑨ 防災・避難訓練等の実施状況

(6) 関係諸法令の指定状況の調査

収集した既存資料等を活用し、関係諸法令の指定状況について整理する。

(7) 人口の経年変化

(8) 都市計画区域の変遷の状況

(9) 地価の経年変化

(10) 建築確認申請数の状況

(11) 農地転用の状況

(7) から (11) について、収集資料を活用し整理する。

6 調査結果とりまとめ

(1) 告示図書（案）及び区域調書の作成

区域全解除であれば (2)、(4) を実施する

土砂災害警戒区域等の告示に必要な事項を明示した告示図書（案）及び各種設定根拠を整理した区域調書を作成する。

なお、データは市町村毎にフォルダを分け、データ形式はExcel及びPDF形式で納品すること。

- (2) 指定基準を満たさない区域調書の作成
土砂災害警戒区域等の指定の基準に満たない箇所について、区域調書を一部作成する。
なお、データ形式はExcel及びPDF形式で納品すること。
- (3) GISデータの作成
区域指定する箇所のShpデータ、SetData（セットデータ）及びBaseMap（基図データ）をとりまとめる。
データは市町村毎にフォルダを分けること。
- (4) 住民周知資料の作成
オルソ画像と地形図を用いて住民周知に必要な資料を区域ごとに作成する。
作成にあたっては、内容について事前に監督職員と協議するものとする。

7 報告書作成

本業務の内容及び結果について、報告書としてとりまとめる。

8 照査

本業務の主要な区切り及び業務完了前に照査を実施するものとする。

急傾斜地の上下端及び両端部の設定根拠や、区域形状の妥当性を照査すること。

第10条 打合せ協議

打合せ協議は着手時、中間時2回（内、第11条の区域の形状・端部設定根拠等の確認を含む）、成果品納入時に実施するものとする。

※第11条は以下の2種類のうちどちらかを記載する。どちらを採用するかは河川環境課と調整のうえ決定する。

第11条 区域の形状・端部設定根拠等の確認

受注者は告示図書（案）及び区域調書作成後、区域の形状、端部設定根拠及びGISデータの区域形状等を千葉県が別に発注する基礎調査照査業務（以下「外部照査」という。）により確認を受ける。確認を受けるにあたっては、告示図書（案）、区域調書、SetData、GISデータを発注者に提出する。外部照査は業務完了の2か月より前から開始する。

なお、告示に係る箇所名についてはこの確認時に決定するものとする。

第11条 区域の形状・端部設定根拠等の確認

受注者は告示図書（案）及び区域調書作成後、区域の形状、端部設定根拠及びGISデータの区域形状等を発注者、受注者、河川環境課の3者で確認（以下「読み合わせ」という。）する。読み合わせにあたっては、告示図書（案）、区域調書、GISデータを読み合わせの2営業日前までに発注者に提出する。読み合わせは業務完了の1か月前までに実施する。

なお、告示に係る箇所名についてはこの確認時に決定するものとする。

第 12 条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 報告書 | 紙媒体 1 部、電子媒体 (CD-R) 2 部 |
| 2 区域調書 | 紙媒体 (調査市町数+1) 部 |
| 3 告示図書 (案) | 紙媒体 (調査市町数+1) 部 |
| 4 下記の電子データ | 電子媒体 1 部 |
- 区域調書、告示図書 (案)、住民周知資料、GISデータ

第 13 条 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品の管理及び帰属はすべて千葉県とする。受注者が成果品を公表することは一切これを認めない。

第 14 条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了後といえども成果品に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示により速やかに成果品の訂正を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

第 15 条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 (令和5年3月) : (以下、「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。提出部数は第 12 条のとおりとする。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】(平成28年1月)」を参考にするものとする。
- 3 成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 成果品のうち、第 12 条「1 報告書」の副本は、(公財)千葉県建設技術センターに登録・保管することとする。発注者との協議の後、(公財)千葉県建設技術センターに電子納品登録申請の手続き後に発行される「千葉県電子媒体 (副本) 納品事前受付書」は、業務完了後の検査時に携行すること。

検査後、原則として1週間以内に副本及び「千葉県電子媒体 (副本) 納品事前受付書」を(公財)千葉県建設技術センターに送付すること。その後、(公財)千葉県建設技術センターから発行される「千葉県電子媒体 (副本) 受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子データに不備が確認された場合は受注者の責において修正作業を行わなければならない。

第 16 条 現地作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、現地作業を休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。

第 17 条 テクリス

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム (以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後、15日 (休日等を除く) 以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第18条 再委託等の禁止

1 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。なお、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、次に掲げるものをいう。

(1) コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負させた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第19条 履行報告

受注者は、作業の進捗状況がわかるように当初計画時、各月、完了時の履行状況報告書を作成し、各月の履行状況報告書は月末に監督職員に提出しなければならない。

第20条 安全確保

1 受注者は、現地で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、必要に応じて所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、現地で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、現地で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、現地で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 現地で行う業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7 受注者は、現地業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

- 8 受注者は、現地業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 2 1 条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、業務計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- (1) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- (2) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- (3) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- (4) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- (5) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 2 2 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第23条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
- 3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。